

広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業の概要

～平成28年10月1日から一般不妊治療も対象となりました～

広島県では、不妊に悩む方への支援として、夫婦で不妊検査・一般不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成する制度を設けています。

「もしかして不妊かも？」とお悩みの方は、夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 不妊検査開始時に法的に婚姻している夫婦であって、申請日に広島県内に住所を有すること
※単身赴任等により夫婦のいずれか一方が県内に住所を有する場合も可となります。
- (2) 不妊検査開始時の妻の年齢が35歳未満であること

2 助成対象

夫婦が受けた不妊症の診断・治療のための検査・一般不妊治療に係る費用とし、医療保険の適用の有無は問いません。

【留意事項】

- 平成28年10月1日以降に、医療機関において夫婦そろって不妊検査を開始し、開始から2年以内のものを対象とします。
※「夫婦そろって」とは、夫婦が別の医療機関で受診した場合も対象となりますが、夫婦のいずれか早い方の検査の開始から概ね3か月以内にもう一方の検査を開始した場合に限ります。
- 夫婦がともに平成28年9月30日以前に不妊検査を開始している場合には、旧制度（不妊検査費用のみ助成対象）の対象となりますので、詳しくは申請窓口にお問い合わせください。

【対象となる一般不妊治療の例】

- タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など
※一般不妊治療とは、体外受精や顕微授精（特定不妊治療）を除く不妊治療のことをいいます。
特定不妊治療に係る助成については、申請窓口（広島市、呉市、福山市にお住まいの方は市の窓口）にお問い合わせください。

3 助成内容

- (1) 助成額
助成対象となる不妊検査・一般不妊治療に係る自己負担額の合計の1/2
（千円未満切り捨て。上限額5万円）
- (2) 助成回数
1夫婦につき1回限り

4 申請書類

申請様式は、各申請窓口で配布しています。また、県のホームページからもダウンロードできます。

- (1) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- (2) 不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書（様式第2号）
※夫婦が別の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。
- (3) 戸籍謄本（原本）
- (4) 住民票（原本・世帯員全員記載、申請日の3か月以内に発行されたもの。）※
- (5) 領収書の写し（院外処方がある場合には、院外薬局の領収書の写しも必要です。）
- (6) 振込先口座の通帳の写し（口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁）
※この事業は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」の**対象外事務**です。添付書類（住民票等）は、**すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないもの**をご用意ください。

5 申請期限

次のいずれかに該当した日の翌日から起算して2か月以内となります。

- (1) 不妊検査・一般不妊治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
- (2) 不妊検査・一般不妊治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）
- (3) 不妊検査の開始日から2年を経過した時

6 申請窓口

申請書は添付書類を添えて次の窓口にご提出ください。（郵送可）

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島市（※）・安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
呉市・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
福山市・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

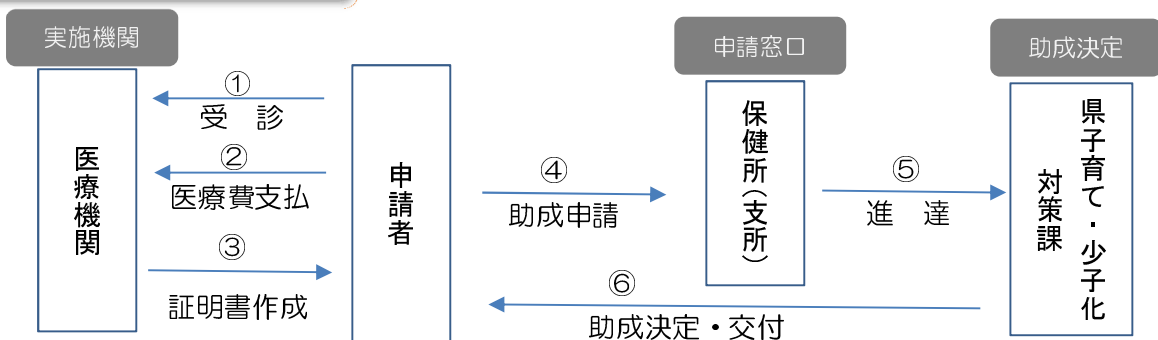
※上記の外、広島県庁子育て・少子化対策課（広島県庁本館5階（広島市中区基町 10-52） ☎082-513-3175）でも受付けています。

7 医療機関について

女性又は男性の不妊検査を行っている産婦人科や男性の不妊検査を行っている泌尿器科などの医療機関を受診し、証明書（様式第2号）を作成してもらいます。

なお、県が実施した医療機関調査に基づき、県内の不妊検査実施医療機関を県のホームページで公表しています。

8 申請手続きの流れ



お問い合わせ **広島県健康福祉局子育て・少子化対策課** ☎082-513-3175

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや不妊検査を実施している医療機関など、助成制度について詳しくは、広島県のホームページをご覧ください。

広島県 不妊検査



携帯・スマホ対応